

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所）

ページ数

1	入札公告.....	1～3
2	入札説明書.....	4～12
3	入札説明書様式.....	13～20
4	仕様書.....	21～69
	仕様書本文	(21～26)
	仕様書別紙１－１（庁舎平面図 広島北署）	(27～29)
	仕様書別紙１－２（庁舎平面図 竹原所）	(30～31)
	仕様書別紙２－１（写真 広島北署）	(32～45)
	仕様書別紙２－２（写真 竹原所）	(46～59)
	仕様書別紙３－１（参考図 広島北署）	(60～63)
	仕様書別紙３－２（参考図 竹原所）	(64～67)
	仕様書別紙４－１（履行完了届 広島北署）	(68)
	仕様書別紙４－２（履行完了届 竹原所）	(69)
5	契約書案.....	70～144

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、**3. 入札説明書様式の「入札関係書類受領書」**を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ(エクセル・ワード)の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 栗田 亜弥

電話番号：082-221-9241

MA I L : hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月6日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量

照明器具LED化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式

(2) 履行期間又は履行期限

契約日から令和8年3月13日（金）

(3) 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

(4) 契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

(5) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで

(6) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和7年7月14日（月）17時00分

(7) 入札書の提出期限

令和7年7月17日（木）10時50分

(8) 開札の日時及び場所

令和7年7月17日（木）11時00分

広島労働局総務部総務課内

2 照会先

入札説明書の交付場所、入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島地方合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課会計第二係

電話082-221-9241

上記の交付場所、広島労働局ホームページ及び調達ポータルサイトにおいて、入札説明書を交付する。

3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和7・8年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「建築一式」又は「電気」で、C又はD等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。

(5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に違反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。原則、電子契約による。

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、会計法第29条の6の規定により、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、最低価格の入札者を落札者とししない場合がある。

(※低入札価格調査基準を適用する。)

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。

入札説明書

照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式
（令和７年度契約案件）
広島労働局総務部総務課

○契約担当官等 支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

I 個別事項

1 概要及び日程等

（１）調達件名及び数量	照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所）一式
（２）履行期間又は履行期限	契約締結日から令和８年３月１３日（金）
（３）履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
（４）契約方法	一般競争入札（最低価格落札方式）
（５）競争参加資格の等級	令和７・８年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「建築一式」又は「電気」で、Ｂ又はＣ等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
（６）入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで
（７）競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和７年７月１４日（月）１７時００分
（８）入札書の提出期限	令和７年７月１７日（木）１０時５０分
（９）開札の日時及び場所	令和７年７月１７日（木）１１時００分 広島労働局総務部総務課内
（１０）質問の期限	令和７年７月１０日（木）１７時００分
（１１）低入札価格調査基準額の設定の有無（予定）	有 本案件は、「低入札価格調査基準」を適用するため、 基準額を下回った入札を行った者は、事後の調査に協力する義務がある。
（１２）入札保証金及び契約保証金	免除。 ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札価格の１００分の５以上に相当する金額を納付させる。

2 照会窓口

入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島地方合同庁舎 2 号館 5 階
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田 亜弥
電話082-221-9241（内線152）

3 質問等

（1）本入札に関し質問等がある場合は、次の区分に従い質問の期限までに提出すること。

① メール

質問の送信先アドレス hir-kaikei2@mhlw.go.jp

② 照会窓口を持参

（2）質問に対する回答は、「入札関係書類受領書」を提出した全ての者に、入札書の提出期限の前日 17 時 00 分までに、メールで回答する。

なお、簡易な質問については、質問者に対してのみ、電話等で回答する。

4 本入札者に求められる事項

本入札に参加しようとする者は、「Ⅱ 共通事項」に記載する事項の他、次の要件を全て満たしていなければならない。

（1）前記競争参加資格の等級を有していること。

（2）本調達仕様書を期間内に閲覧すること。

5 提出書類

本入札に参加しようとする者は、次の書類等をそれぞれの提出期限までに提出しなければならない。（提出部数 各 1 部）

① 競争参加資格を有することを証明する書類等

ア 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

イ 競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書（入札説明書様式-1）

② 暴力団等に該当しない旨の誓約書（入札説明書様式-2）

＊ 開札日の属する年度に誓約書を既に提出したことがある場合で、その内容に変更が無いときは、当該提出済のものの写しを提出すれば足りる。

③ 入札書（入札説明書様式-4）

（代理人が紙により入札する場合には委任状（入札説明書様式-5）を併せて提出する必要がある。）

6 支払条件

契約書案記載のとおり。

Ⅱ 共通事項

1 電子調達システムの利用に関する事項

- (1) 本件は、電子調達システムを利用して実施する。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。
- (2) 電子調達システムを利用して書類及び入札書等を提出する場合の要領は、電子調達システム所定の操作方法による。
- (3) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ・ ヘルプデスク 0570-014-889
 - ・ ホームページ <https://www.geps.go.jp>ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、「Ⅰ 個別事項」2に記載した照会窓口へ連絡すること。

2 書類の提出義務

- (1) 入札者は、競争参加資格確認関係書類等及び入札書等の必要な書類を、本入札説明書の定める期限及び場所に提出しなければならない。
- (2) 書類提出の受付時間については、受付期間中の平日（ただし12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (3) 入札者は、提出した書類等について真正性確保等の観点から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 言語及び通貨

契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

4 競争参加資格

- (1) 法令により競争に参加できない者
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ① 以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ② 以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- カ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- キ 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 競争に参加させない者

予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、次に該当する者は、競争に参加することができない。

- ① 厚生労働省から指名停止を受けている者
- ② 資格審査申請書又はその添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- ④ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、本入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がある者

ア 厚生年金保険

イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ 船員保険

エ 国民年金

オ 労働者災害補償保険

カ 雇用保険

* 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ⑤ 本入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者

* これに該当すると思われる事実がある場合は、あらかじめ入札説明書記載の照会窓口で照会すること。

(3) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（電子調達システムにより入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

5 競争参加資格確認関係書類等の提出方法等

- (1) 競争参加資格確認関係書類等は、次の手順により提出しなければならない。

- ① 電子調達システムにより入札する場合

競争参加資格確認関係書類等をスキャナ等により電子データ化し、電子調達システム所定の操作方法により提出しなければならない。

なお、競争参加資格確認関係書類等を電子データ化する際のファイルは、PDF形式とする。

また、電子データ化は、各項目別に一つのファイルを作成するか、一つのファイルとして作成した上で各項目別にしおりを付けるものとする。

＊ 電子調達システムは、仕様上の制約により一つのファイルしか送付できないため、作成した各項目別のファイルは、ZIP形式にて圧縮の上、一つのファイルとして送付すること。

＊ 送付する際において、電子調達システムの仕様上、3メガバイト以上のファイルは送付できず、また、ファイルは一回しか送付できないので留意すること。提出したファイルの追加、修正等については紙による提出が必要である。

② 紙による入札の場合

入札説明書に定められた競争参加資格確認関係書類等を、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。電信、電話等による提出は認めない。

- （２）競争参加資格確認関係書類等を提出後、入札への参加を取り止める場合は速やかに「Ⅰ 個別事項」の２に記載した照会窓口へ連絡すること。

6 入札書に記載する金額

- （１）入札者は、仕様書に定める業務の履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （３）入札金額の内訳を記載した入札内訳書を作成すること。

7 入札書の引換え等の禁止

- （１）入札者は提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- （２）入札者は、入札公告、入札説明書及び仕様書等を充分理解した上で入札するものとし、入札後不明の点があったことを理由として異議を申し立てることができない。

8 電子調達システムによる入札書の提出

- （１）電子調達システムにより入札する場合、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- （２）代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。また、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

9 紙による入札書の提出

- (1) 紙により入札する場合は、「入札説明書様式－４」により作成した入札書を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残る方法に限る。）により提出しなければならない。入札書の提出期限に遅れた入札は一切認めない。
- (2) 入札書には電子くじ番号として、任意の３桁を記入しなければならない。入札書に電子くじ番号の記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。
＊ 電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が２者以上いる場合のくじ引き（１６（３）参照）に使用される。
- (3) 電話、電信等による提出は認めない。
- (4) 入札書（入札金額の内訳を記載した入札内訳書を含む。）は封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官広島労働局総務部長殿）及び件名（開札日及び「照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所）一式」の入札書在中）を記載しなければならない。
- (5) 代理人が紙により入札に参加する場合は、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時に「入札説明書様式－５（１）」及び「入札説明書様式－５（２）」による代理委任状を提出しなければならない。
- (6) 前項の場合において、入札書に記載する代理人の氏名は、委任状の内容と一致しなければならない。
- (7) 委任状の日付は提出日とする。

10 代理人の兼務禁止

入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

11 入札の無効

- (1) 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (2) 次に掲げる入札書は無効とする。
 - ① 入札書に記名がされていないもの
 - ② 入札金額を訂正したもの
 - ③ 金額の数字及び入札書の名称等、記載事項が不明瞭なもの
 - ④ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの
 - ⑤ 同一の者による入札が複数あるもの
 - ⑥ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
 - ⑦ 頭名を欠いた（契約当事者となるべき者の記載が無い）代理人によるもの
 - ⑧ その他、入札公告若しくは通知、本入札説明書又は関係職員が指示した事項に違反しているもの
- (3) 入札に参加した者が、「入札説明書様式－２」の誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時点で競争参加資格を失い、又は競争参加資格を有しないことが判明した場合は、当該入札者の入札を無効とする。

12 入札の延期等

入札者が連合又は不穏な挙動等をする場合であって、本入札を公正に執行することが出来ない状態にあると認められるときは、開札の延期又は入札の中止をすることがある。

13 入札公告の取消

支出負担行為担当官は、契約を締結するまでは、いつでも入札公告を取り消し、調達手続を中止することがある。

14 開札手続

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、やむを得ない事情により入札者又はその代理人が立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した入札者は、開札場における立ち会いは不要である。ただし、開札時刻に電子調達システムを利用できる端末の前で待機し、直ちに再度入札に対応できるようにしなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（既に提出済の場合を除く。）を提示又は提出しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場において電話、電子機器等により他者と通信を行ってはならない。

15 再度入札

- (1) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。
なお、電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。
- (2) 紙による入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札は辞退したものとみなす。
- (3) 再度入札は、当初の入札と同じ方法（電子入札の場合は電子入札、紙入札の場合は紙入札）で行わなければならない。

16 落札者の決定

- (1) 入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合（低入札価格調査基準額を下回った入札があった場合に開札執行者は、入札者に対して「保留」を宣言し、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かについて）を実施した上で落札者を決定し、後日入札者に通知する。）

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによりくじ引きを行い、落札者を決定する。

17 落札者の通知

落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭又は電子調達システムの落札通知書により通知する。

18 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わす。

契約書の締結は、原則、電子契約書によるものとする。ただし、電子調達システムにより難い者は、紙契約書によるものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印する。

(3) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付する。

19 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

20 費用負担

本入札に参加するために生じる提出書類の作成に要する費用その他一切の費用は、入札者の負担とする。

21 書類の返還

提出された書類は返還しない。

22 入札者参加者の公開等に対する同意

入札者は、厚生労働省が行う情報公開等の際、自己の名称又は商号、入札金額等が公開される場合があることにあらかじめ同意するものとする。

23 臨機の措置

自然災害、電子調達システムの不調等やむを得ない場合には、支出負担行為担当官は日程の変更その他必要な指示を行う。

24 その他

(1) 契約関係書類の真正性の確保

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は、以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

- ① 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
- ② 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(以下この頁余白)

競争参加資格等に係る申立書及び自己申告書

(入札件名：照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式)

1. 当社（私）は、現在厚生労働省から指名停止の措置を受けておりません。また、開札日時点において指名停止措置を受ける見込み也没有ありません。
2. 当社（私）は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。
3. 当社（私）は、その他の入札参加資格を全て有しております。
4. 当社（私）は、契約者となった後に、契約に基づく報告事項（法令違反や反社会勢力による不当介入等）が生じた場合には速やかに報告します。
5. 当社（私）は、事業の実施に当たり、各種法令を遵守します。
6. 前記１から５について、当社（私）の再委託先について報告事項があることを知った場合にも同様の対応をします。

この申立書及び自己申告書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金等を請求され、併せて指名停止等の不利益処分を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、申立及び自己申告に係る事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又名称

代表者氏名

代理人名

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

私（当法人）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員に利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所又は所在地

社名及び代表者名

生年月日（個人の場合のみ） 年 月 日生

*法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料（入札説明書様式－ 2 別添又は任意様式にて作成したもの）を添付すること。

役員の氏名及び生年月日

[illegible]

(注1) 法人の場合、この様式には登記事項証明書に記載されている事項を記入して下さい。

(注2) この様式は必要な事項が記載されていればエクセル等の任意様式で作成して差し支えありません。

競争参加資格確認関係書類等の紙による提出について

調達件名：照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式

上記調達に係る競争参加資格確認関係書類等については、電子調達システムを利用せず、紙により提出します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

照会先

担当者電話番号：

担当者氏名：

入 札 書

¥ _____

(見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること)

入札件名：照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字３桁を記入)		

(注)「電子くじ番号」に数字の記入が無い場合は、職員が任意の番号を入力します。

委 任 状

当社（私）は、次の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（代理人）住 所

所属（役職）

氏 名

記

- １．入札件名：照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式
- ２．委任事項：
 - （１）当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
 - （２）復代理人の専任
- ３．委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

（注）復代理人選任権限を付与しない場合は、不用な文字を抹消して作成して下さい。

委 任 状

（復代理人用）

私は、次の者を復代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

（復代理人）住 所

所属（役職）

氏 名

記

1. 入札件名：照明器具ＬＥＤ化改修工事（広島北署、竹原出張所） 一式
2. 委任事項：当該入札にかかる入札及び見積に関する一切の権限
3. 委任期間：この委任状作成の日から開札日まで

令和 年 月 日

住所又は所在地

名称又は商号

代 表 者

代 理 人

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入のうえ、FAXもしくは郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしくお願いします。

< 宛先 >

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 栗田 あて

Fax:082-221-1786（Tel:082-221-9241）

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

入札案件 名称	照明器具LED化改修工事(広島北署、竹原出張所)
---------	--------------------------

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏 名	
	TEL番号	
	FAX番号	
参加入札方式(予定)		☐ 電子調達システム ☐ 紙入札 (いずれかにチェック)

仕様書

照明器具 LED 化改修工事（広島北署、竹原出張所）

1. 工事概要

- (1) 工事名称 照明器具 LED 化改修工事(広島北署、竹原出張所)
- (2) 工事場所
 - ア 広島北労働基準監督署
広島市安佐北区可部南 3-3-28
 - イ 広島西条公共職業安定所竹原出張所
竹原市中央 5-2-11

2. 履行期限

- (1) 工事期限
令和 8 年 3 月 1 日（日）
* 工事施工日は基本官署閉庁日（土日・祝）とする。工事日時は、契約締結後、下記 1 3 各施設担当者と調整し、調整結果を下記 1 3 （1）担当者へ報告すること。また、照明器具の納品後、可能な限り早期に履行すること。
- (2) 完成図書期限
令和 8 年 3 月 13 日(金)

3. 共通仕様

- (1) 図面及び特別に記載のない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 電気設備工事編 機械設備工事編）最新版」並びに関係法令及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。
- (2) 庁舎案内図・平面図は仕様書別紙 1 のとおり。
- (3) 対象施設写真は仕様書別紙 2 のとおり。
- (4) 対象個所は仕様書別紙 3「参考図」のとおり。
- (5) 照明器具は参考品又は同等品以上の新品とする。
- (6) アスベスト事前調査を行うこと。事前調査書類は関係官署・自治体へ届け出ること。
- (7) 天井等に電動ドリルで穴を開けて施工をする必要がある場合は、十分な粉塵飛散防止の対策をしたうえで作業を行うこと。
- (8) 下記 4,5 の仕様を参考に照明器具を改修（LED 化）すること。

4. 工事仕様（広島北労働基準監督署）

名称	仕様・規格 (参考品：パナソニック)	単位	数量	別紙 3 - 1 参考図番号
照明器具（1 階）	XNW1063WN LE9	台	2	1
	XND1090SN LE9	台	8	2
	XL583PFVK LA9	台	1	3(玄関ホール)
	XND1069SN LE9	台	18	4
	NNN15510 LE1	台	2	5
	XFX420AEN LE9	台	3	6
	XLX210DENC LE9	台	1	7(身障者用トイレ)
	LGW51704W CF1	台	2	8
	XFX459VEN LE9	台	65	9
	XFX420KEN LE9	台	10	10
	XFX420NEN LE9	台	3	11
	FSK41020	台	3	11
	XFX450VKN LE9	台	6	12
	XND1069SL LE9	台	5	13
	NNF82600K LT9	台	1	14(湯沸室)
	XLX200NENC LE9	台	2	15
照明器具（2 階）	XFX420CEN LE9	台	1	16(階段途中)
	XND1069SN LE9	台	4	4
	XFX469VEN LE9	台	15	17
	XFX420KEN LE9	台	1	10(倉庫)
	XLW423AENZ LE9	台	1	18(湯沸室)
	LGC41162K	台	1	19(休養室)
	XFX420AEN LE9	台	4	6
	XFX459KEN LE9	台	8	20
その他照明器具	LDTS48N-G-E39A(48W)	組	1	敷地内外灯用
	LE056035HSZ1 2.4/-A2(48W 適合)	組	1	敷地内外灯用
養生費		式	1	
石綿含有建材事前調査費		式	1	
天井開口費		式	1	
雑材消耗品		式	1	

運搬費		式	1	
産業廃棄物処分費		式	1	
法定福利費		式	1	
電工労務費		式	1	
諸手続き		式	1	

5. 工事仕様（広島西条公共職業安定所竹原出張所）

名称	仕様・規格 (参考品：パナソニック)	単位	数量	別紙3-2 参考図番号
照明器具（1階）	NNFW21825	台	1	1(玄関用)
	XND1067SL LE9	台	20	2
	XFX410WEN LE9	台	2	3
	XFX450VEN LE9	台	1	4(身障者用トイレ)
	XFX420AEN LE9	台	1	5(倉庫)
	XFX450VEN RS9	台	36	6
	XFX450UEN LE9	台	1	7(湯沸室)
	LGB52097 LE1	台	1	8(湯沸室)
	XFX450DEN LE9	台	3	9
	XFX450VEN LE9	台	8	10
照明器具（2階）	XFX420WEN LE9	台	1	11(階段踊り場)
	LGB85042 LE1	台	2	12
	XND1067SL LE9	台	13	2
	XFX450VEN RS9	台	21	6
	XFX450UEN LE9	台	2	7
	LGB52097 LE1	台	1	8(湯沸室)
	XFX420WEN LE9	台	2	13
	XFX440KEN LE9	台	7	14
	XFX440KEN LE9	台	4	15
	LGC25121	台	1	16(休憩室)
	XFX450VEN LE9	台	6	17
その他照明器具	XYG2402N LE9	台	1	敷地内外灯用
	NQ16200 リベコムシーン選択リモコン	台	2	

	NQ16280J 専用タブレット	台	2	
養生費		式	1	
石綿含有建材事前調査費		式	1	
天井開口費		式	1	
雑材消耗品		式	1	
運搬費		式	1	
産業廃棄物処分費		式	1	
法定福利費		式	1	
電工労務費		式	1	
諸手続き		式	1	

6. 施工上の注意点

- (1) 工事完了後に、清掃・後片付けを行うこと。
- (2) 発生した廃材、梱包材等については、法令等を遵守し適正な処分を行うこと。
- (3) 必要に応じて床面、壁面、エレベータ等に養生を行うこと。
- (4) 本工事に際して施設に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を保証すること。
- (5) 施工日について、**窓口設置箇所での作業は原則、閉庁日（土日祝）に行うなど、作業日時については、施設担当者によく調整を行うこと。**また、停電作業が生じる場合は、**作業 1 か月前までに現地担当者へ連絡すること。**
- (6) 機器類の各種設定等については、対象施設の担当者と協議のうえ決定すること。
- (7) 工事用電気・水道は対象施設において無償にて支給とすること。
- (8) 仕様書にない事項については、下記 1 3 (1) 又は (4) 担当者に確認すること。

7. 入札参加にあたって

- (1) **入札参加にあたっては、現地確認を必須とする。**
- (2) 現地確認日時については、下記 1 3 (1) 担当者に連絡の上、調整すること。
- (3) 現地確認は、競争参加資格確認関係書類等の提出締切日時までに実施すること。
- (4) 現地確認時、工事場所、施工方法、寸法等必要事項を確認すること。
また、資材の搬入搬出経路、資材置き場、駐車スペース等についても、施設担当者と協議の上、調整すること。

8. 着工・完了時提出書類

- (1) 着工時

ア 工程表（任意様式）

イ 施工計画書（任意様式）

材料（メーカー、品番、製品名、規格等）及び工法が分かるものとする。

（２）完了時

ア 仕様書別紙４「履行完了届」

イ 完成図書

・工事写真（着工前、工事中、工程ごと〔材料搬入状況及び使用後の状況〕、完了後）

・材料出荷証明書、カタログ等

・図面（PDF データ）

＊履行完了届、完成図書等は２部ずつ作成し、下記１３（１）及び各施設担当者へ各１部ずつ提出すること。

９．一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

１０．特記事項

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

１１．検査

履行完了後、下記１３各施設担当者の検査を受けること。

検査不合格の場合、受託者の負担において必要な補正を行うこと。

１２ 請求書

（１）上記１１検査で合格した後、速やかに下記１３（４）まで支払請求書を提出すること。

支払は、適法な請求書の受理から３０日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。なお、振込手数料については支払者が負担する。

（２）支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名「照明器具 LED 化改修工事(広島北署、竹原出張所)」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

１３．問い合わせ先

(1) 仕様書に関する問い合わせ先

広島労働局総務部総務課会計第四係 担当：網本

広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

(2) 現地確認及び受注後の調整先（施設担当者）

広島北労働基準監督署 担当：前反

広島市安佐北区可部南3-3-28

電話：082-812-2115

(3) 現地確認及び受注後の調整先（施設担当者）

広島西条公共職業安定所竹原出張所 担当：宮崎

竹原市中央5-2-11

電話：0846-22-8609

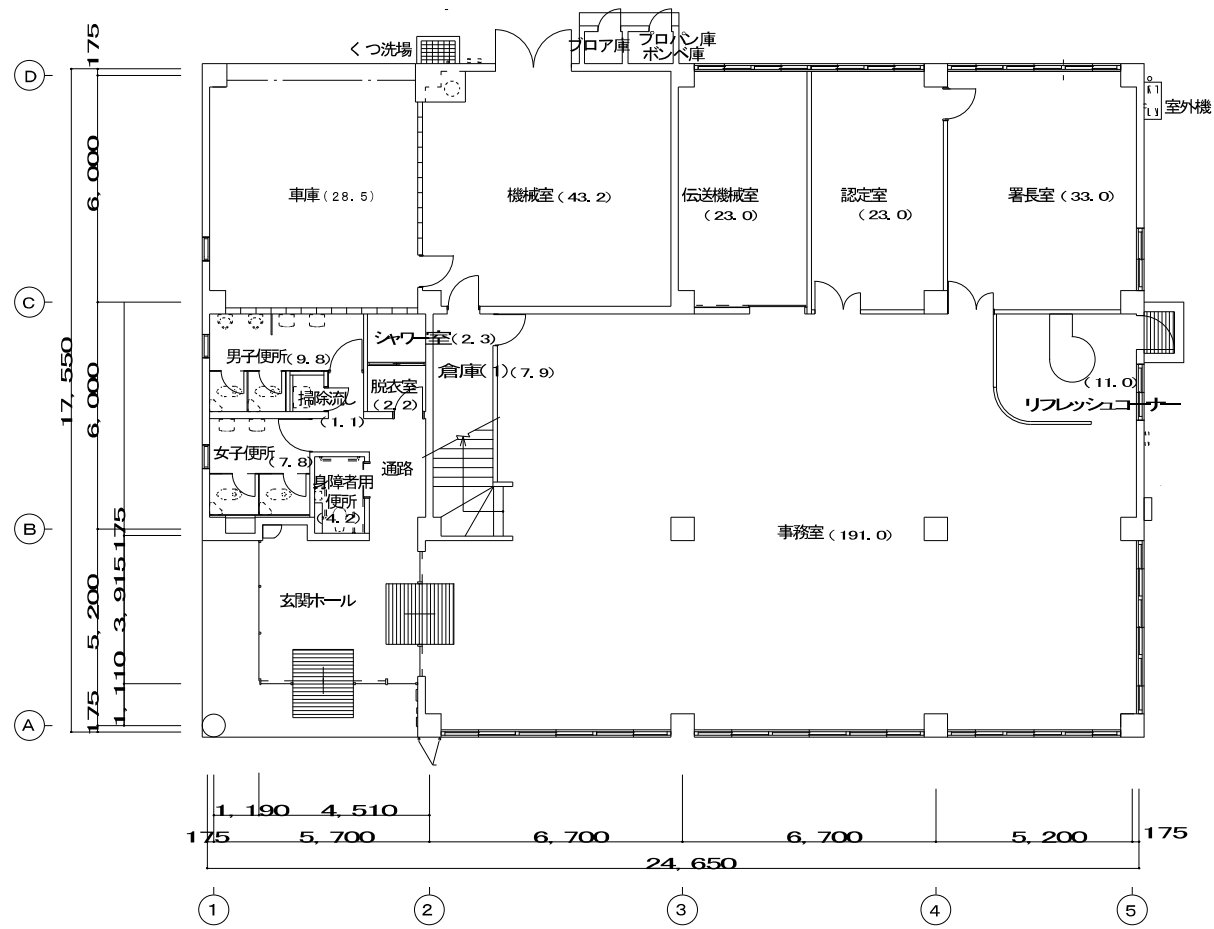
(4) 契約について・請求書提出先（契約担当者）

広島労働局総務部総務課会計第二係 担当：栗田

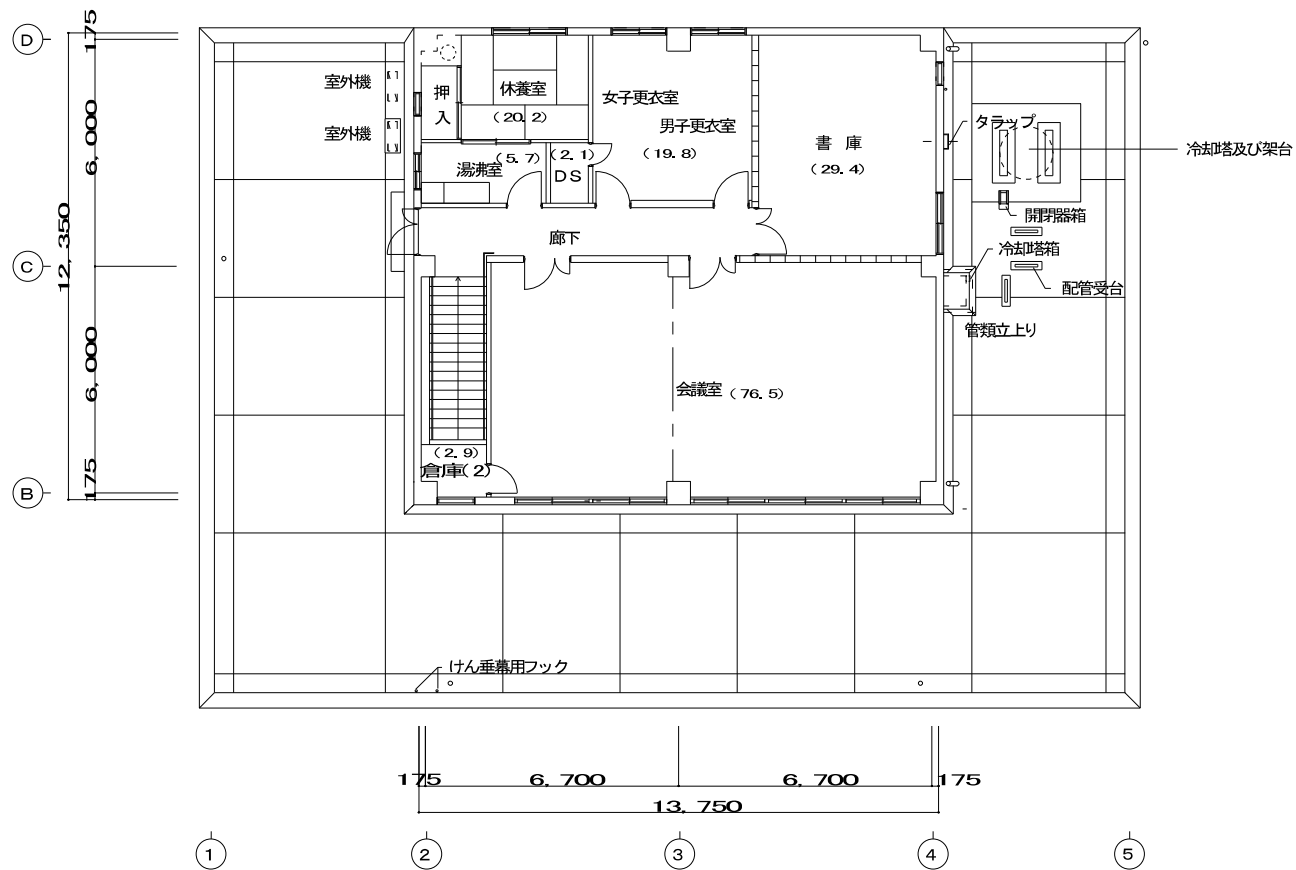
所在地：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

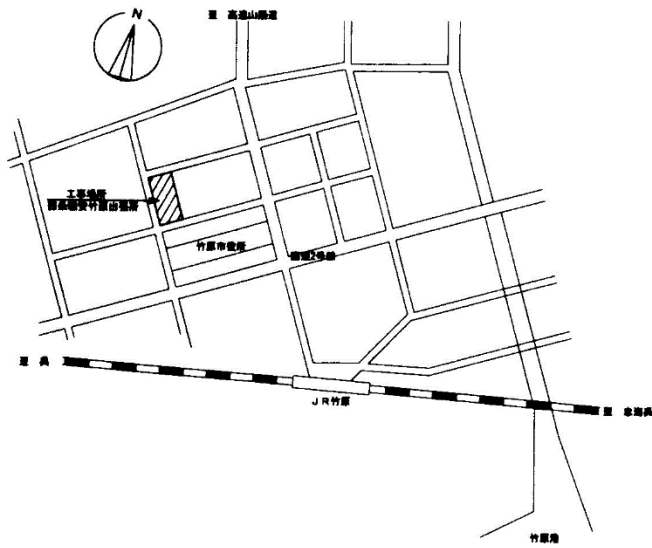


1 階平面図 S=1 / 200

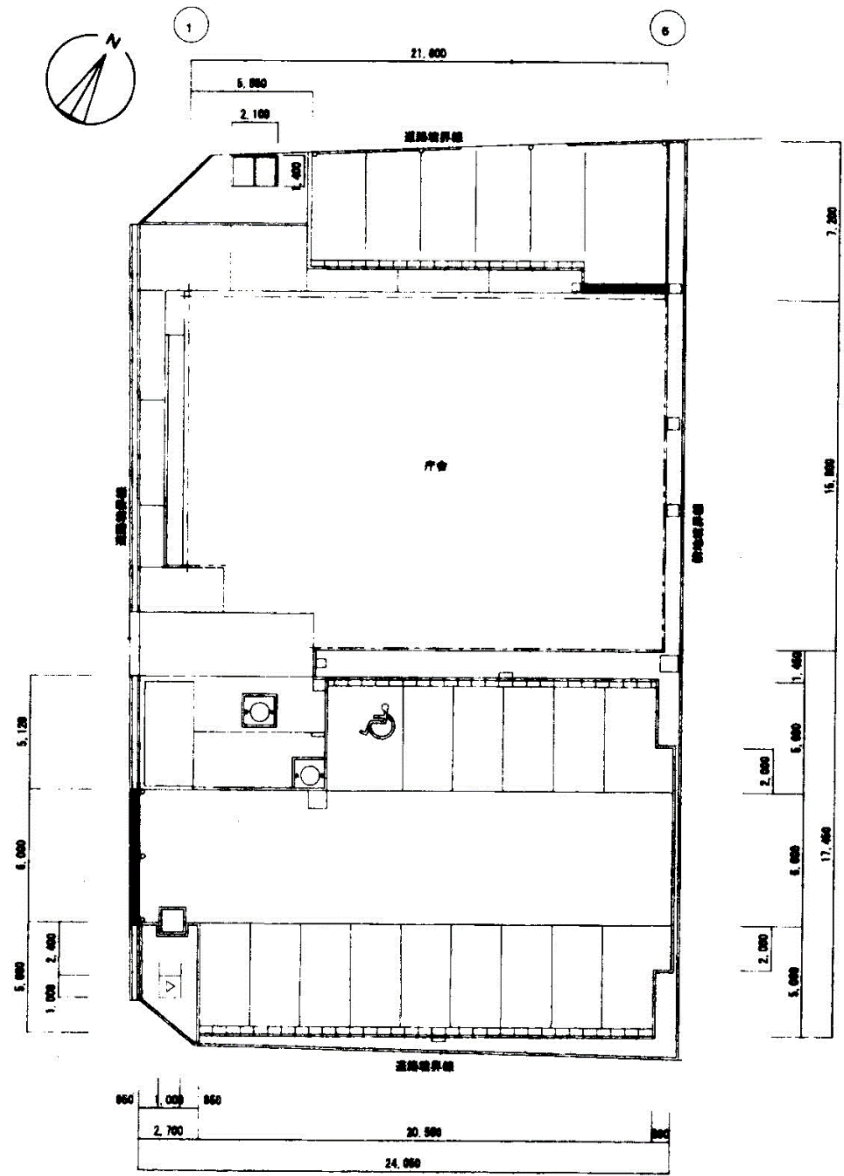


2 階平面図 S=1 / 2 0 0

広島西条公共職業安定所竹原出張所

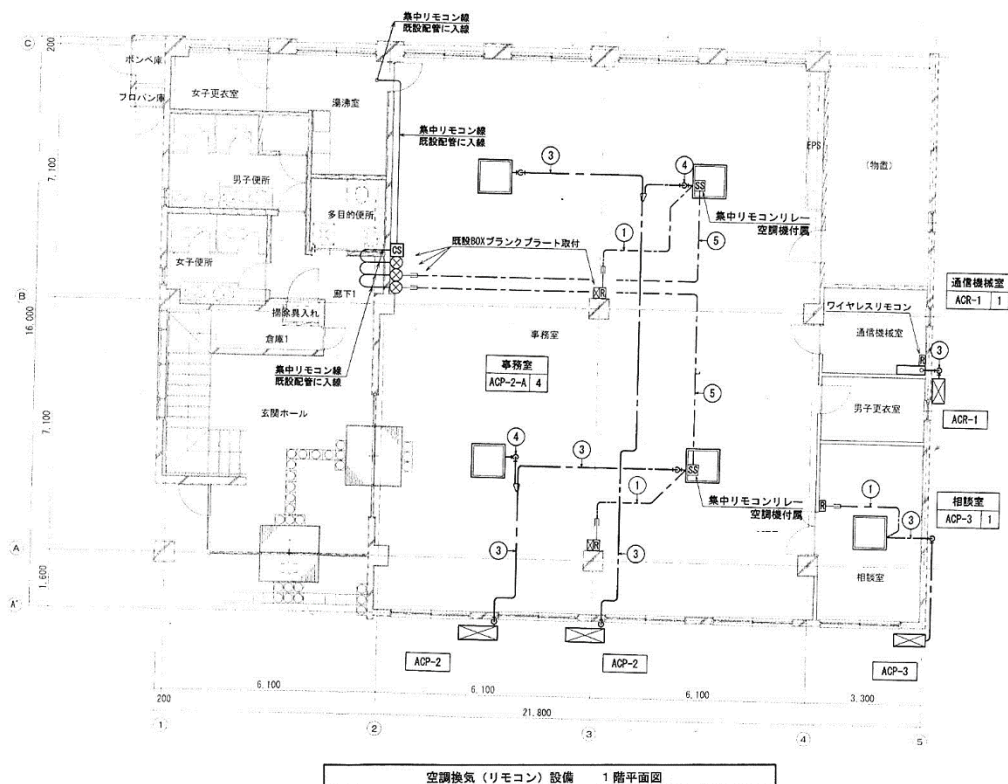
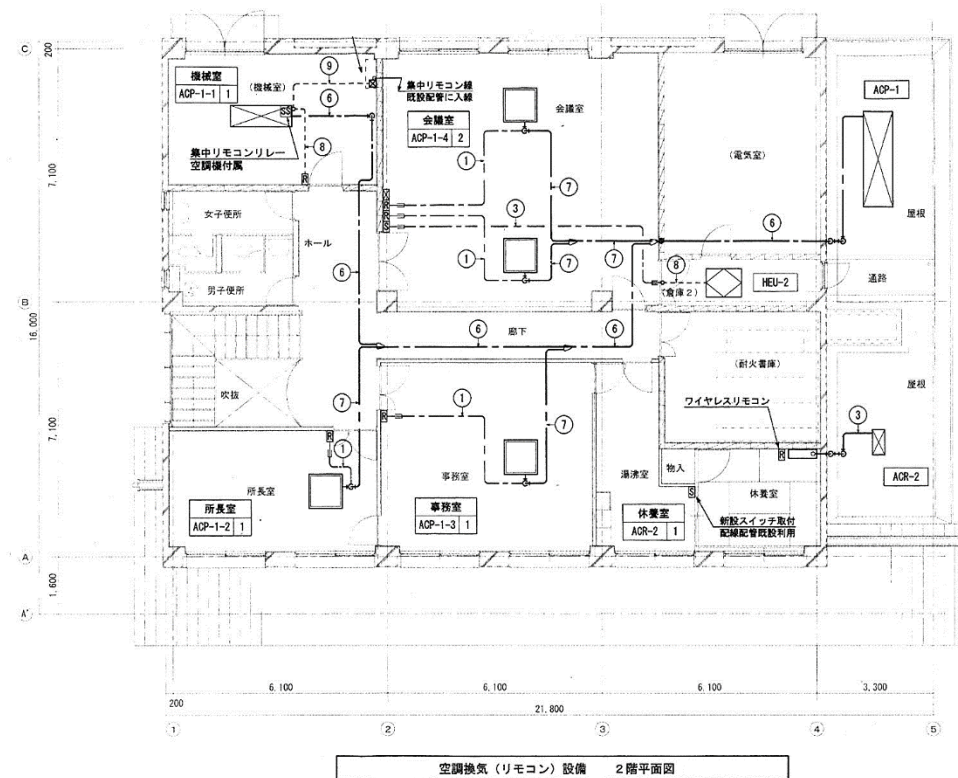


案内図



配置図

広島西条公共職業安定所竹原出張所 庁舎平面図（1階2階）



広島北署 写真

外灯



2 F 廊下①



2 F 廊下②



2 F 書庫



2 F 会議室①



2 F 更衣室（男女）



2 F 会議室②



階段



2 F 倉庫



2 F 湯沸室



広島北署 写真

2 F 休憩室



入口



玄関



1 F 廊下①



1 F 廊下②



多目的トイレ



広島北署 写真

トイレ



トイレ手洗い場



広島北署 写真

車庫



機械室



1 F 事務室①



1 F 事務室②



電送機械室



認定室



署長室



1 F 湯沸室



脱衣室（奥側シャワー室）



竹原出張所 写真

外灯



入口横外灯



玄関ホール天井①



玄関ホール天井②



1 F 倉庫①



1 F 多目的トイレ



1 F トイレ



1 F 事務室①



1 F 事務室②



1 F 湯沸室



1 F 更衣室①



1 F 倉庫②



1 F 通信機械室



1 F 更衣室②



1 F 相談室



2 F 階段



2 F 廊下①



2 F 廊下②



2 F トイレ



2 F 機械室



2 F 会議室



2 F 倉庫



2 F 電気室



2 F 耐火書庫



2 F 湯沸室



2 F 休憩室



2 F 事務室

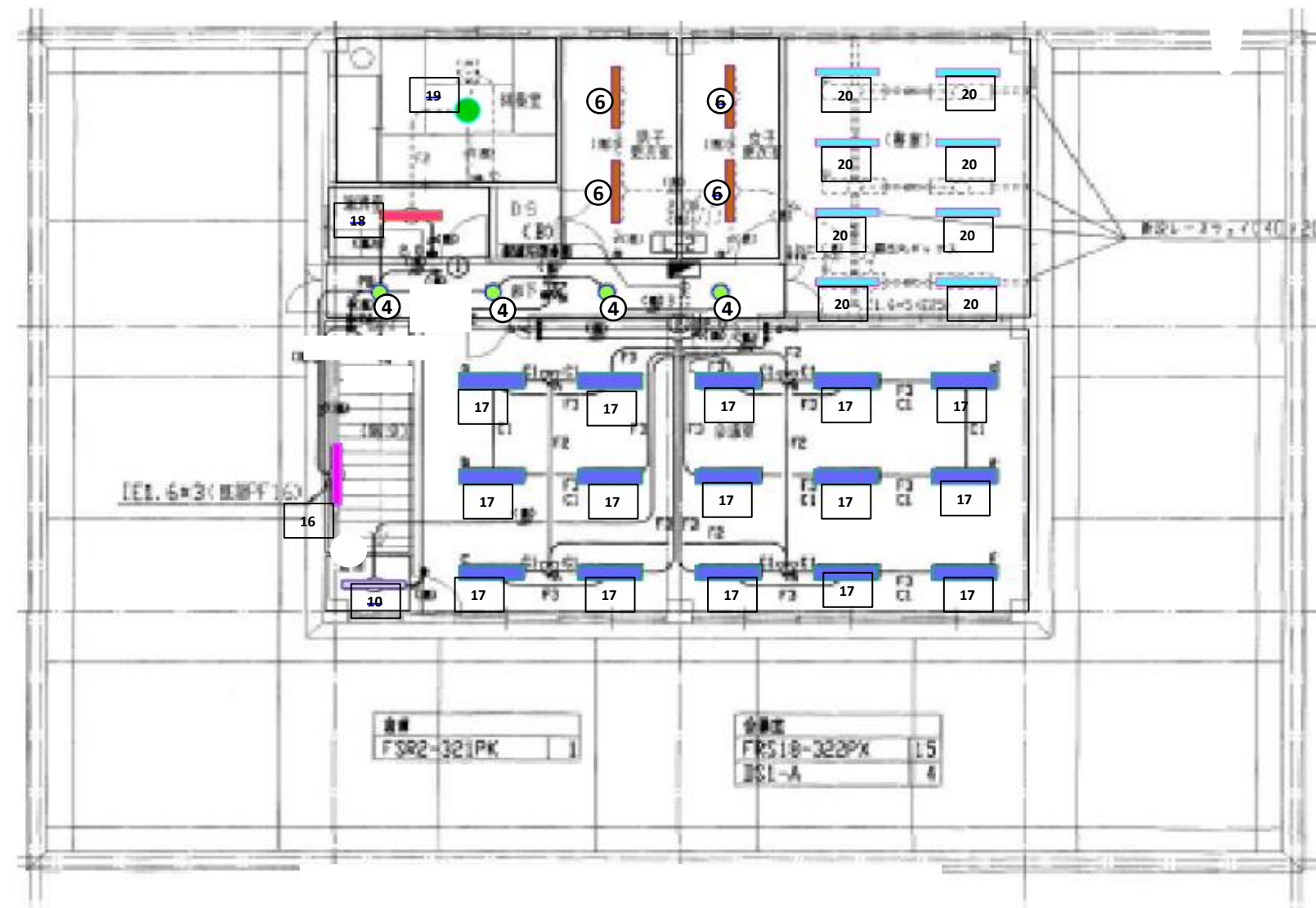


2 F 所長室





project	広島北労働基準監督署 1F	subject	照明器具配置図	date	scale	planning	No.
					{A3} 1/100		LP8.1.15 広島北労働基準: F1



project

広島北労働基準監督署
2F

subject

照明器具配置図

scale (A3) 1/100

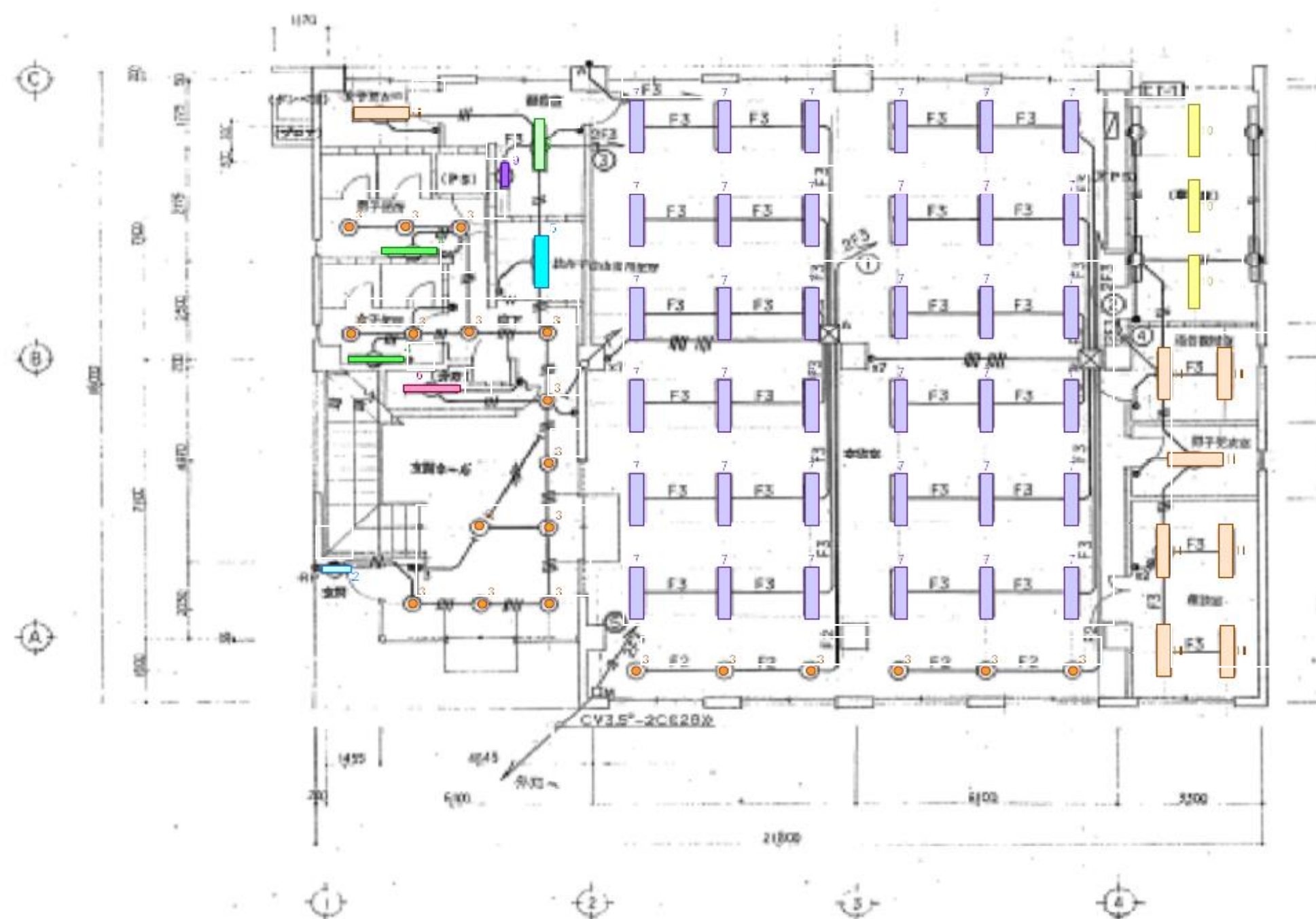
No.

LP6.1.15
広島北労働基準:F2

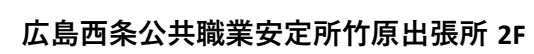
project	subject	date	planning	No.
広島北労働基準監督署	照明器具一覽			LP8.1.15 広島北労働基準

7 × 1 直付XLX210DENC LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 19,650円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (1900 lm) (11.6W) (127.9 mm) ④ (器具本体・NEL422525J 3,352円(税別)・ライトバー・NEL210DENC LE9 16,300円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅230・高632・重9.3kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-3-15	6 × 7 直付XF420AENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 23,250円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2500 lm) (16.3W) (153.3 mm) ④ (器具本体・NEL42115J 3,450円(税別)・ライトバー・NEL420AENL LE9 19,800円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・高125・重2.1kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS9-4-23	18 × 1 直付XLW423AENZ LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 74,200円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2380 lm) (16.3W) (146.6 mm) ④ (器具本体・MWK41165 38,750円(税別)・防湿型・防塵型ライトバー・NWL42115N2 LE9 35,500円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅100・高125・重2.5kg 仕様 本体: ステンレス(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型ライトバー: ポリカーボネート(乳白) ナアクリルコーティング 取付金具: ステンレス IP23 防湿 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 省エネルギー: 100V・15V 公共施設設置: LSSMP/PP-4-22	14 × 1 NNF82600KL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 132,300円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (7360 lm) (45.7W) (112.8 mm) ④ <約25〜30%減光可能型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅600・高さ穴φ90・埋込高125・重7.6kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 待: 鋼板(高反射白色粉体塗装) <5年・アクリル(乳白)> 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	12 × 6 埋込XF450VKL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 42,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (4470 lm) (31.3W) (140.1 mm) ④ (器具本体・NEL42120J 10,600円(税別)・ライトバー・NEL450VKL LE9 32,100円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅200・高127・埋込穴φ300・埋込高54・重3.5kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型 ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-3-15	9 × 65 埋込XF459VENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 38,600円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm) (38.3W) (157.8 mm) ④ (器具本体・NEL42230J 13,900円(税別)・ライトバー・NEL459VENL LE9 25,600円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅320・高127・埋込穴φ300×1257・埋込高100・重3.9kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型 ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-4-46	17 × 15 埋込XF469VENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 42,600円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (6680 lm) (40.1W) (158.9 mm) ④ (器具本体・NEL42330J 13,000円(税別)・ライトバー・NEL469VENL LE9 29,600円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅320・高127・埋込穴φ300×1257・埋込高100・重3.9kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型 ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-4-46
3 × 1 埋込XL583PFVKL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 87,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (10660 lm) (68.1W) (145.8 mm) ④ (器具本体・NEL45010J 7,200円(税別)・パネル付点灯ユニット・NEL47330K LA9 80,500円(税別)) <約10〜100%減光可能型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅630・埋込穴φ600・埋込高132・重7.9kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 待: 鋼板(高反射白色粉体塗装) パネル: アクリル(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	5 × 2 NNN15510LE1 (100V) 昼白色 (5000K) 高反射色Ra85 ○希望小売価格 66,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2730 lm) (22.3W) (119.7 mm) ④ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅1210・高87・出し110・重2.6kg 仕様 カバー: プラスチック(乳白) サイドカバー: プラスチック(ホワイト)の出し 光束維持時間40000時間(光束維持率70%)	8 × 2 LEDフラットランプ LGW51704WC² (100V) 昼白色 (5000K) Ra83 希望小売価格 19,100円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 消費電力10.7W 消費電流0.17A LEDフラットランプφ205 クラス1200 (口金GX53-1a) 幅φ330・高105・重1.5kg ●プラスチック(ホワイト) ●アクリルカバー(乳白) ●ランプ寿命40000時間(光束維持率70%) 30形丸形蛍光灯1灯器具相当/天表面・壁面取付専用/一般住宅用(業務用浴場使用不可) ●調光操作不可 ●ホワイトは黄味がかかったホワイト色です。 固有エネルギー消費効率90.1 lm/W (965 lm/10.7W)	10 × 11 直付XF420KENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 23,800円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2460 lm) (16.3W) (150.3 mm) ④ (器具本体・NEL41117J 4,000円(税別)・ライトバー・NEL420KENL LE9 19,800円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・高125・重2.8kg 仕様 本体: 鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	20 × 8 直付XF459KENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 30,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5100 lm) (31.3W) (159.8 mm) ④ (器具本体・NEL41117J 5,100円(税別)・ライトバー・NEL459KENL LE9 25,600円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・高125・重2.8kg 仕様 本体: 鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	11 × 3 直付XF420NENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra83 ○希望小売価格 23,250円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2500 lm) (16.3W) (153.3 mm) ④ (器具本体・NEL41150J 3,450円(税別)・ライトバー・NEL420NENL LE9 19,800円(税別)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅100・高125・重2.1kg 仕様 本体: 鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS1-4-23	FSK41020 ○希望小売価格 3,900円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 片反射型アダプタ

リニューアルプレート適合不可のため、
グレアセーブライトバーにて
提案しております。



広島西条公共職業安定所竹原出張所 1F



令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	照明設備器具LED化改修工事（広島北労働基準監督署）
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	照明設備器具LED化改修工事（広島西条公共職業安定所竹原出張所）
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日

(案)

工 事 請 負 契 約 書

広島労働局

工 事 請 負 契 約 書

- 1 工事名
照明器具ＬＥＤ化改修工事(広島北署、竹原出張所)
- 2 工事場所
支出負担行為担当官が別途指定する場所
- 3 工期
契約締結日から令和８年３月１３日まで
詳細は別添「仕様書」による
- 4 請負代金額
金円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円）
- 5 契約保証金
免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者

広島市中区上八丁堀６番３０号

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

受 注 者

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に関する訴訟については、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 本契約において、契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第2項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限り

でない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第6条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第6条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 11 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第 10 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第 11 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 12 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有す

るものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第13条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要であると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合においては、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（工事用地の確保等）

第14条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事

用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第15条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、受注者が第12条第2項又は第13条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第16条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立

会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。
 - 二 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。
 - 三 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 17 条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 18 条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前 2 項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第 19 条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第 20 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮)

第 21 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第 22 条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 20 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第 23 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 24 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 25 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した

費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第 26 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 28 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く、以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 28 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 52 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物等であつて第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」

という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第29条 発注者は、第7条、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条から第26条まで、前条又は第32条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者との協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図

書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第31条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 官署支出官広島労働局長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示してこれを受注者に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。
- 4 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(遅延利息)

第32条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき事由により、前条第2項の期限までに対価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(部分使用)

第33条 発注者は、第30条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分引渡し)

第34条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第30条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第31条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第31条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第30条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\begin{aligned} \text{部分引渡しに係る請負代金の額} &= \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ &\times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額}) \end{aligned}$$

(第三者による代理受領)

第35条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第31条（第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分引渡しに係る請負代金の不払に対する工事中止)

第36条 受注者は、発注者が第34条において準用される第31条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第 37 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき

(発注者の任意解除権)

第 38 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 40 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 39 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき

二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき

三 第 9 条第 1 項第 2 号に掲げる者を設置しなかったとき

四 正当な理由なく、第 37 条第 1 項の履行の追完がなされないとき

五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき

(発注者の催告によらない解除権)

第40条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき
- 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき
- 九 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき
- 十 受注者が次のいずれかに該当するとき
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して

当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき

十一 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき

- イ 暴力的な要求行為
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ニ 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- ホ その他前各号に準ずる行為

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 41 条 第 39 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(不当な行為等が認められる際の特約条項)

第 42 条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(受注者の催告による解除権)

第 43 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 44 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- 一 第 17 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 18 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 45 条 第 43 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 46 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第 39 条又は第 40 条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 39 条又は第 40 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

- 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 48 条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 三 受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。なお、発注者が契約に際し当該書類を求めている場合は除く。
- 四 受注者又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
- 五 第 3 項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、第 1 項第 3 号又は第 4 号の事実を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第 49 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
- 二 独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 五 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- 二 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第 50 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 43 条又は第 44 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 31 条第 2 項（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事由発生時点における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第 51 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 30 条第 4 項又は第 5 項（第 34 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 7 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をする

ることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 64 号）第 5 条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第 52 条 受注者は、工事目的物及び工事材料等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第 53 条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第 54 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による広島建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 11 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は

発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第55条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第56条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならず、その具体的な取扱は設計図書に定めるものとする。

(表明確約)

第57条 受注者は、第40条第10号及び第42条各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、第40条第10号及び第42条各号の一に該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第58条 受注者は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察に通報し、その捜査に協力するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第59条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第60条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け、又は送検されたとき

二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に

虚偽があったことが判明したとき

三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第61条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(補則)

第62条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(存続条項)

第63条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第1条第4項、第47条、第49条、第50条、第51条、第57条、第61条、第62条及び本条はなお有効に存続するものとする。

以上

仕様書

照明器具 LED 化改修工事（広島北署、竹原出張所）

1. 工事概要

- (1) 工事名称 照明器具 LED 化改修工事(広島北署、竹原出張所)
- (2) 工事場所
 - ア 広島北労働基準監督署
広島市安佐北区可部南 3-3-28
 - イ 広島西条公共職業安定所竹原出張所
竹原市中央 5-2-11

2. 履行期限

- (1) 工事期限
令和 8 年 3 月 1 日（日）
* 工事施工日は基本官署閉庁日（土日・祝）とする。工事日時は、契約締結後、下記 1 2 各施設担当者と調整し、調整結果を下記 1 2 （1）担当者へ報告すること。また、照明器具の納品後、可能な限り早期に履行すること。
- (2) 完成図書期限
令和 8 年 3 月 13 日(金)

3. 共通仕様

- (1) 図面及び特別に記載のない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編 電気設備工事編 機械設備工事編）最新版」並びに関係法令及び規則に準拠し、安全かつ円滑に施工すること。
- (2) 庁舎案内図・平面図は仕様書別紙 1 のとおり。
- (3) 対象施設写真は仕様書別紙 2 のとおり。
- (4) 対象個所は仕様書別紙 3「参考図」のとおり。
- (5) 照明器具は参考品又は同等品以上の新品とする。
- (6) アスベスト事前調査を行うこと。事前調査書類は関係官署・自治体へ届け出ること。
- (7) 天井等に電動ドリルで穴を開けて施工をする必要がある場合は、十分な粉塵飛散防止の対策をしたうえで作業を行うこと。
- (8) 下記 4,5 の仕様を参考に照明器具を改修（LED 化）すること。

4. 工事仕様（広島北労働基準監督署）

名称	仕様・規格 (参考品：パナソニック)	単位	数量	別紙 3 - 1 参考図番号
照明器具（1 階）	XNW1063WN LE9	台	2	1
	XND1090SN LE9	台	8	2
	XL583PFVK LA9	台	1	3(玄関ホール)
	XND1069SN LE9	台	18	4
	NNN15510 LE1	台	2	5
	XFX420AEN LE9	台	3	6
	XLX210DENC LE9	台	1	7(身障者用トイレ)
	LGW51704W CF1	台	2	8
	XFX459VEN LE9	台	65	9
	XFX420KEN LE9	台	10	10
	XFX420NEN LE9	台	3	11
	FSK41020	台	3	11
	XFX450VKN LE9	台	6	12
	XND1069SL LE9	台	5	13
	NNF82600K LT9	台	1	14(湯沸室)
	XLX200NENC LE9	台	2	15
照明器具（2 階）	XFX420CEN LE9	台	1	16(階段途中)
	XND1069SN LE9	台	4	4
	XFX469VEN LE9	台	15	17
	XFX420KEN LE9	台	1	10(倉庫)
	XLW423AENZ LE9	台	1	18(湯沸室)
	LGC41162K	台	1	19(休養室)
	XFX420AEN LE9	台	4	6
	XFX459KEN LE9	台	8	20
その他照明器具	LDTS48N-G-E39A(48W)	組	1	敷地内外灯用
	LE056035HSZ1 2.4/-A2(48W 適合)	組	1	敷地内外灯用
養生費		式	1	
石綿含有建材事前調査費		式	1	
天井開口費		式	1	
雑材消耗品		式	1	

運搬費		式	1	
産業廃棄物処分費		式	1	
法定福利費		式	1	
電工労務費		式	1	
諸手続き		式	1	

5. 工事仕様（広島西条公共職業安定所竹原出張所）

名称	仕様・規格 (参考品：パナソニック)	単位	数量	別紙3-2 参考図番号
照明器具（1階）	NNFW21825	台	1	1(玄関用)
	XND1067SL LE9	台	20	2
	AFX410WEN LE9	台	2	3
	AFX450VEN LE9	台	1	4(身障者用トイレ)
	AFX420AEN LE9	台	1	5(倉庫)
	AFX450VEN RS9	台	36	6
	AFX450UEN LE9	台	1	7(湯沸室)
	LGB52097 LE1	台	1	8(湯沸室)
	AFX450DEN LE9	台	3	9
	AFX450VEN LE9	台	8	10
照明器具（2階）	AFX420WEN LE9	台	1	11(階段踊り場)
	LGB85042 LE1	台	2	12
	XND1067SL LE9	台	13	2
	AFX450VEN RS9	台	21	7
	AFX450UEN LE9	台	2	8
	LGB52097 LE1	台	1	9(湯沸室)
	AFX420WEN LE9	台	2	13
	AFX440KEN LE9	台	7	14
	AFX440KEN LE9	台	4	15
	LGC25121	台	1	16(休憩室)
	AFX450VEN LE9	台	6	17
その他照明器具	XYG2402N LE9	台	1	敷地内外灯用
	NQ16200 リベコムシーン選択リモコン	台	2	

	NQ16280J 専用タブレット	台	2	
養生費		式	1	
石綿含有建材事前調査費		式	1	
天井開口費		式	1	
雑材消耗品		式	1	
運搬費		式	1	
産業廃棄物処分費		式	1	
法定福利費		式	1	
電工労務費		式	1	
諸手続き		式	1	

6. 施工上の注意点

- (1) 工事完了後に、清掃・後片付けを行うこと。
- (2) 発生した廃材、梱包材等については、法令等を遵守し適正な処分を行うこと。
- (3) 必要に応じて床面、壁面、エレベータ等に養生を行うこと。
- (4) 本工事に際して施設に損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、損傷前の状態を保証すること。
- (5) 施工日について、**窓口設置箇所での作業は原則、閉庁日（土日祝）に行うなど、作業日時については、施設担当者によく調整を行うこと。**また、停電作業が生じる場合は、**作業 1 か月前までに現地担当者へ連絡すること。**
- (6) 機器類の各種設定等については、対象施設の担当者と協議のうえ決定すること。
- (7) 工事用電気・水道は対象施設において無償にて支給とすること。
- (8) 仕様書にない事項については、下記 1 2 (1) 又は (4) 担当者に確認すること。

7. 着工・完了時提出書類

- (1) 着工時
 - ア 工程表（任意様式）
 - イ 施工計画書（任意様式）
 - 材料（メーカー、品番、製品名、規格等）及び工法が分かるものとする。
- (2) 完了時
 - ア 仕様書別紙 4「履行完了届」
 - イ 完成図書
 - ・工事写真（着工前、工事中、工程ごと〔材料搬入状況及び使用後の状況〕、完了後）
 - ・材料出荷証明書、カタログ等

・図面（PDF データ）

＊履行完了届、完成図書等は 2 部ずつ作成し、下記 1 2 （ 1 ） 及び各施設担当者へ各 1 部ずつ提出すること。

8. 一括委任又は一括下請負の禁止

受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 特記事項

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

1 0. 検査

履行完了後、下記 1 2 各施設担当者の検査を受けること。

検査不合格の場合、受託者の負担において必要な補正を行うこと。

1 1 請求書

（ 1 ） 上記 1 1 検査で合格した後、速やかに下記 1 2 （ 4 ） まで支払請求書を提出すること。

支払は、適法な請求書の受理から 3 0 日以内に行う。

支払方法は、銀行振込のみである。なお、振込手数料については支払者が負担する。

（ 2 ） 支払請求書には、以下の内容を必ず記載すること。

ア 宛名「官署支出官 広島労働局長」

イ 請求者の名称、所在地

ウ 案件名「照明器具 LED 化改修工事(広島北署、竹原出張所)」

エ 請求金額及び内訳

オ 振込先の口座情報

1 2. 問い合わせ先

（ 1 ） 仕様書に関する問い合わせ先

広島労働局総務部総務課会計第四係 担当：網本

広島県広島市中区上八丁堀 6 - 3 0 広島合同庁舎 2 号館 5 階

電話：0 8 2 - 2 2 1 - 9 2 4 1

（ 2 ） 現地確認及び受注後の調整先（施設担当者）

広島北労働基準監督署 担当：前反

広島市安佐北区可部南 3 - 3 - 2 8

電話：0 8 2 - 8 1 2 - 2 1 1 5

(3) 現地確認及び受注後の調整先（施設担当者）

広島西条公共職業安定所竹原出張所 担当：宮崎

竹原市中央5-2-11

電話：0846-22-8609

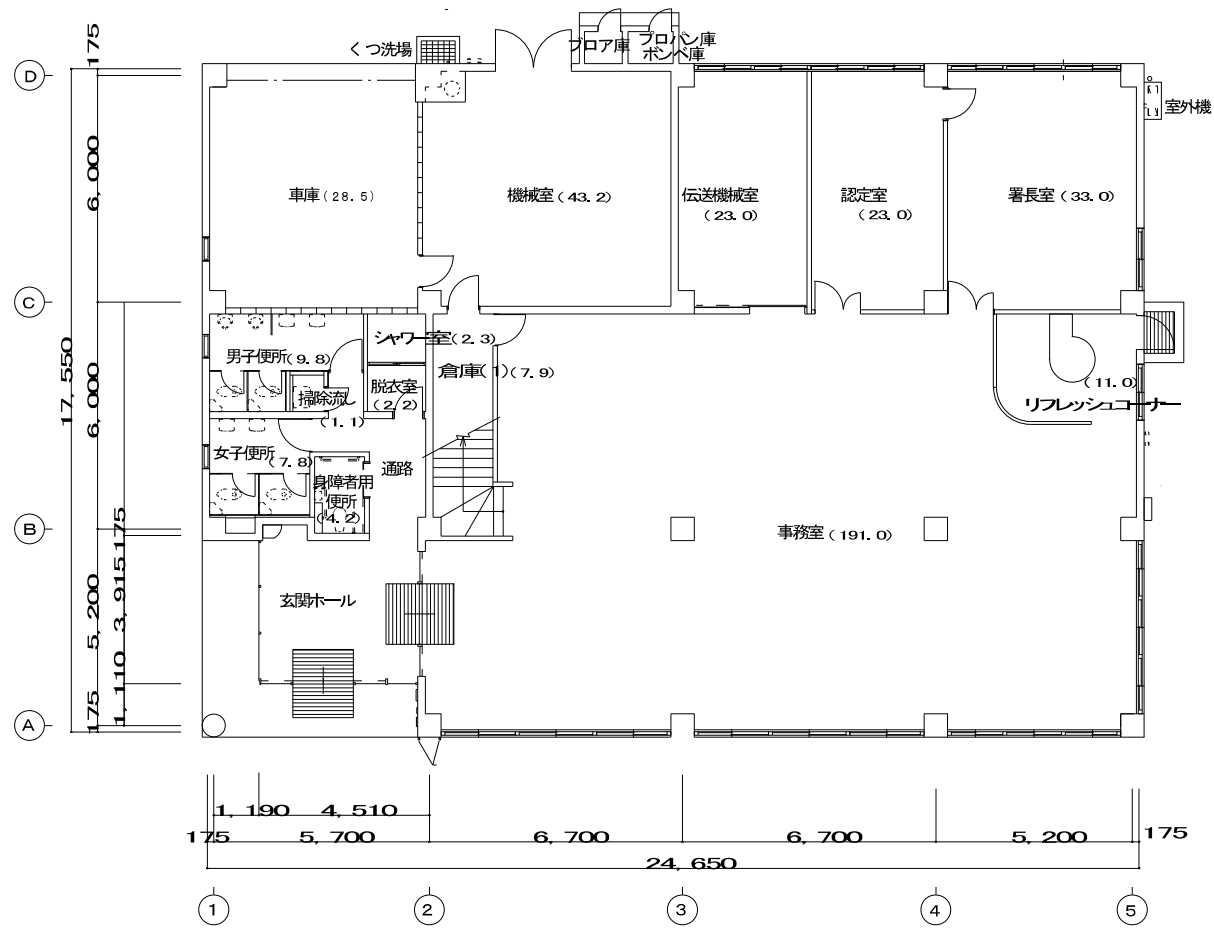
(4) 契約について・請求書提出先（契約担当者）

広島労働局総務部総務課会計第二係 担当：栗田

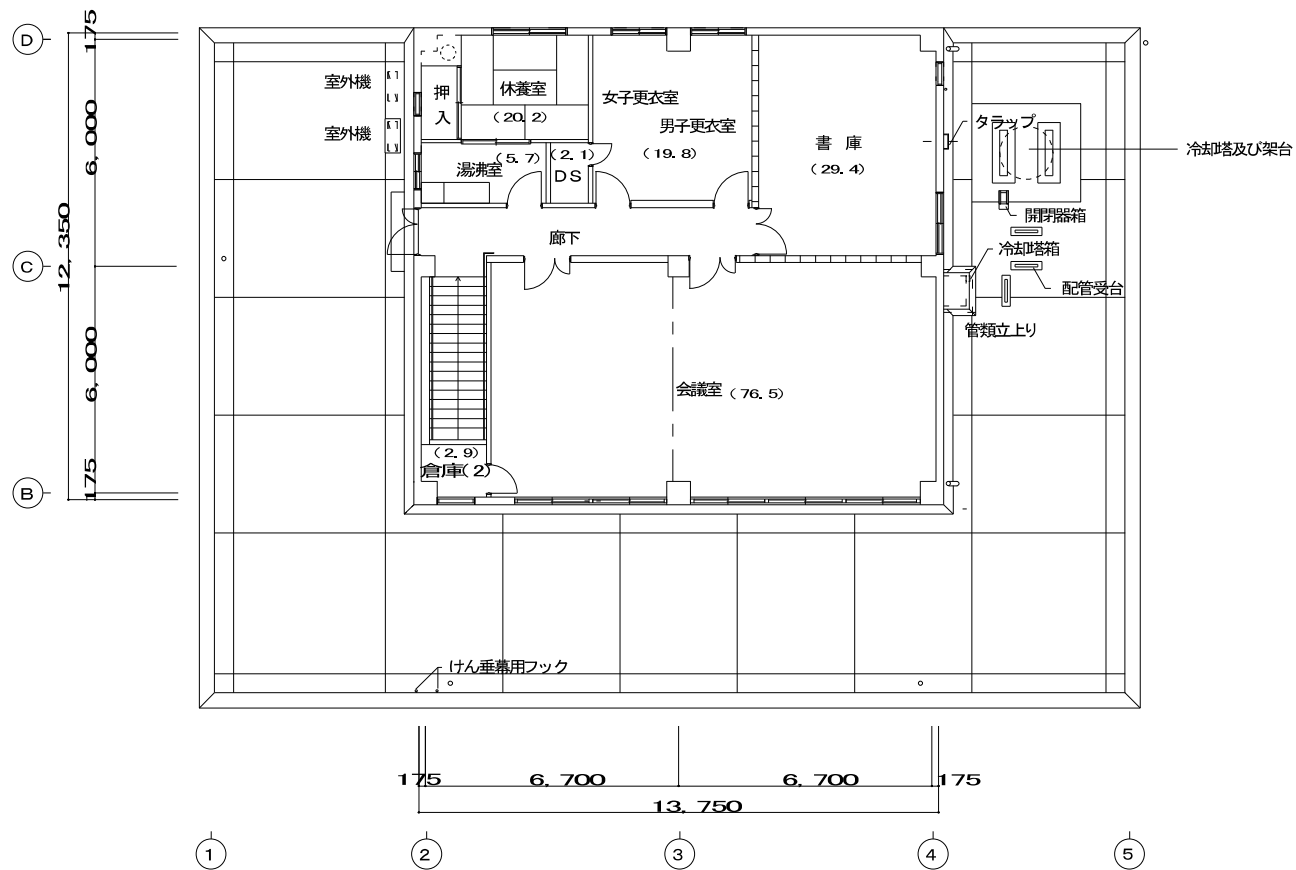
所在地：広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

電話：082-221-9241

メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

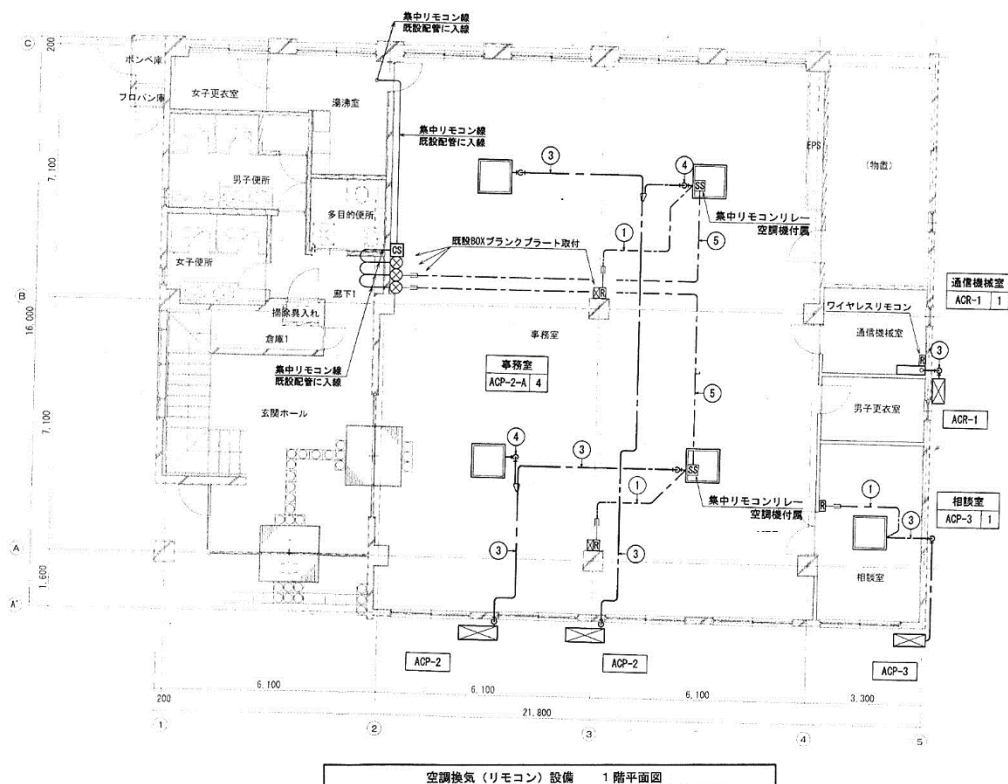
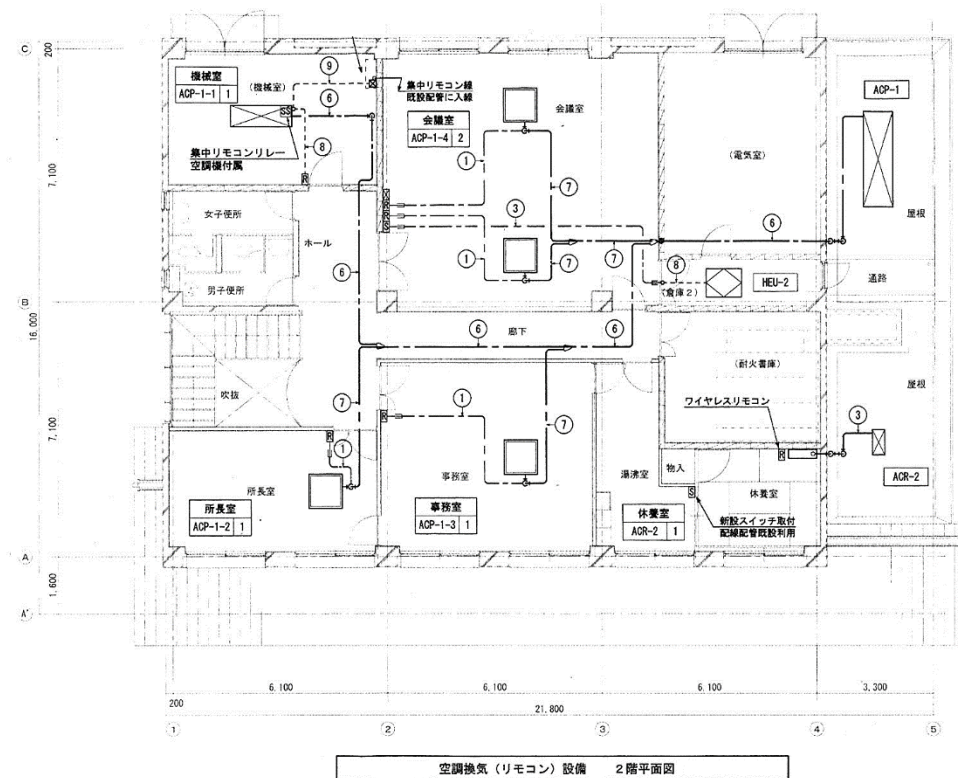


1 階平面図 S=1/200



2階平面図 S=1/200

広島西条公共職業安定所竹原出張所 庁舎平面図（1階2階）



広島北署 写真

外灯



2 F 廊下①



2 F 廊下②



2 F 書庫



2 F 会議室①



2 F 更衣室（男女）



2 F 会議室②



階段



2 F 倉庫



2 F 湯沸室



広島北署 写真

2 F 休憩室



入口



玄関



1 F 廊下①



1 F 廊下②



多目的トイレ



広島北署 写真

トイレ



トイレ手洗い場



広島北署 写真

車庫



機械室



1 F 事務室①



1 F 事務室②



電送機械室



認定室



広島北署 写真

署長室



1 F 湯沸室



脱衣室（奥側シャワー室）



竹原出張所 写真

外灯



入口横外灯



玄関ホール天井①



玄関ホール天井②



1 F 倉庫①



1 F 多目的トイレ



1 F トイレ



1 F 事務室①



1 F 事務室②



1 F 湯沸室



1 F 更衣室①



1 F 倉庫②



1 F 通信機械室



1 F 更衣室②



1 F 相談室



2 F 階段



2 F 廊下①



2 F 廊下②



2 F トイレ



2 F 機械室



2 F 会議室



2 F 倉庫



2 F 電気室



2 F 耐火書庫



2 F 湯沸室



2 F 休憩室



2 F 事務室

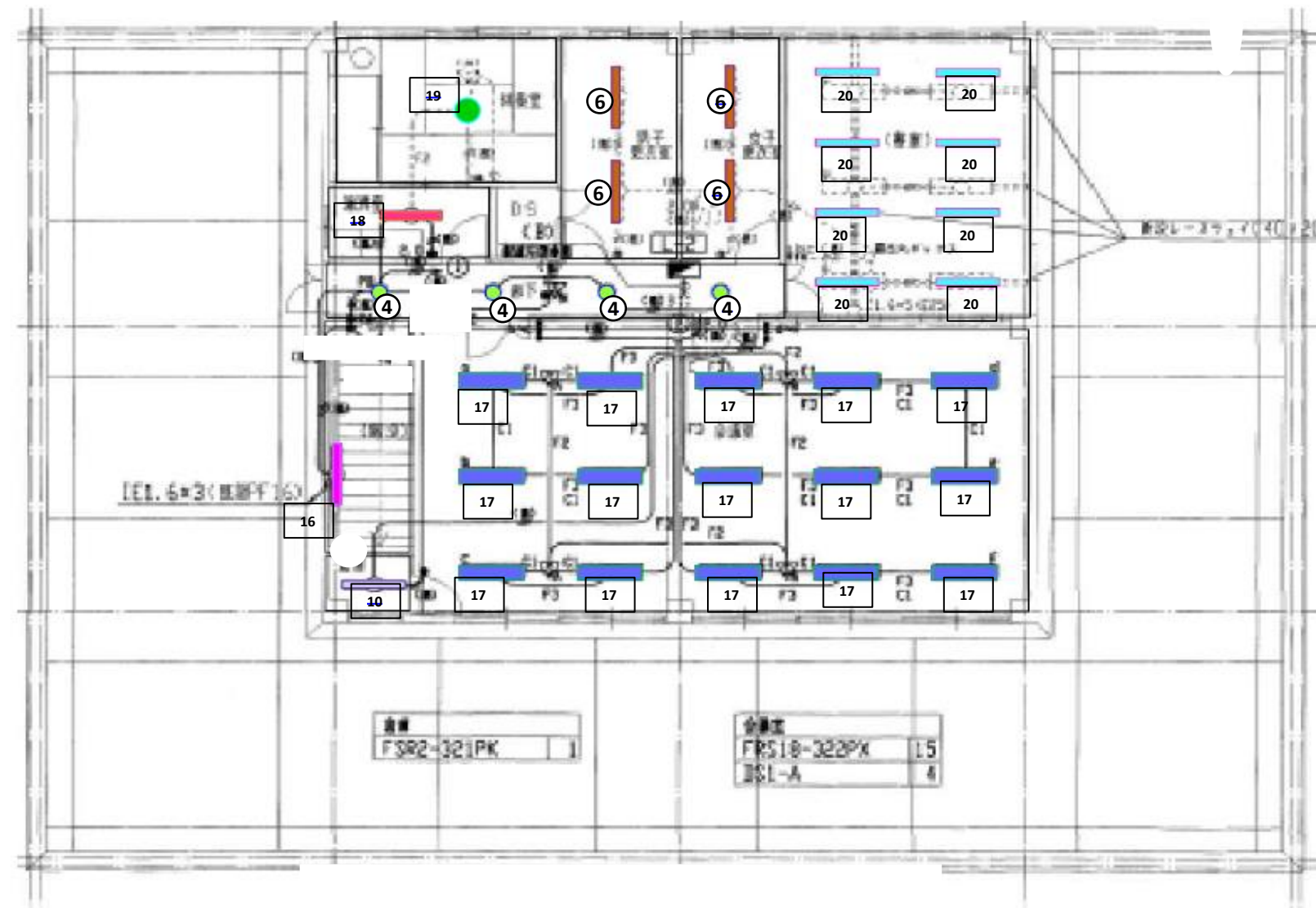


2 F 所長室





project	広島北労働基準監督署 1F	subject	照明器具配置図	date	scale	planning	No.
					{A3} 1/100		LP8.1.15 広島北労働基準: F1



project

広島北労働基準監督署
2F

subject

照明器具配置図

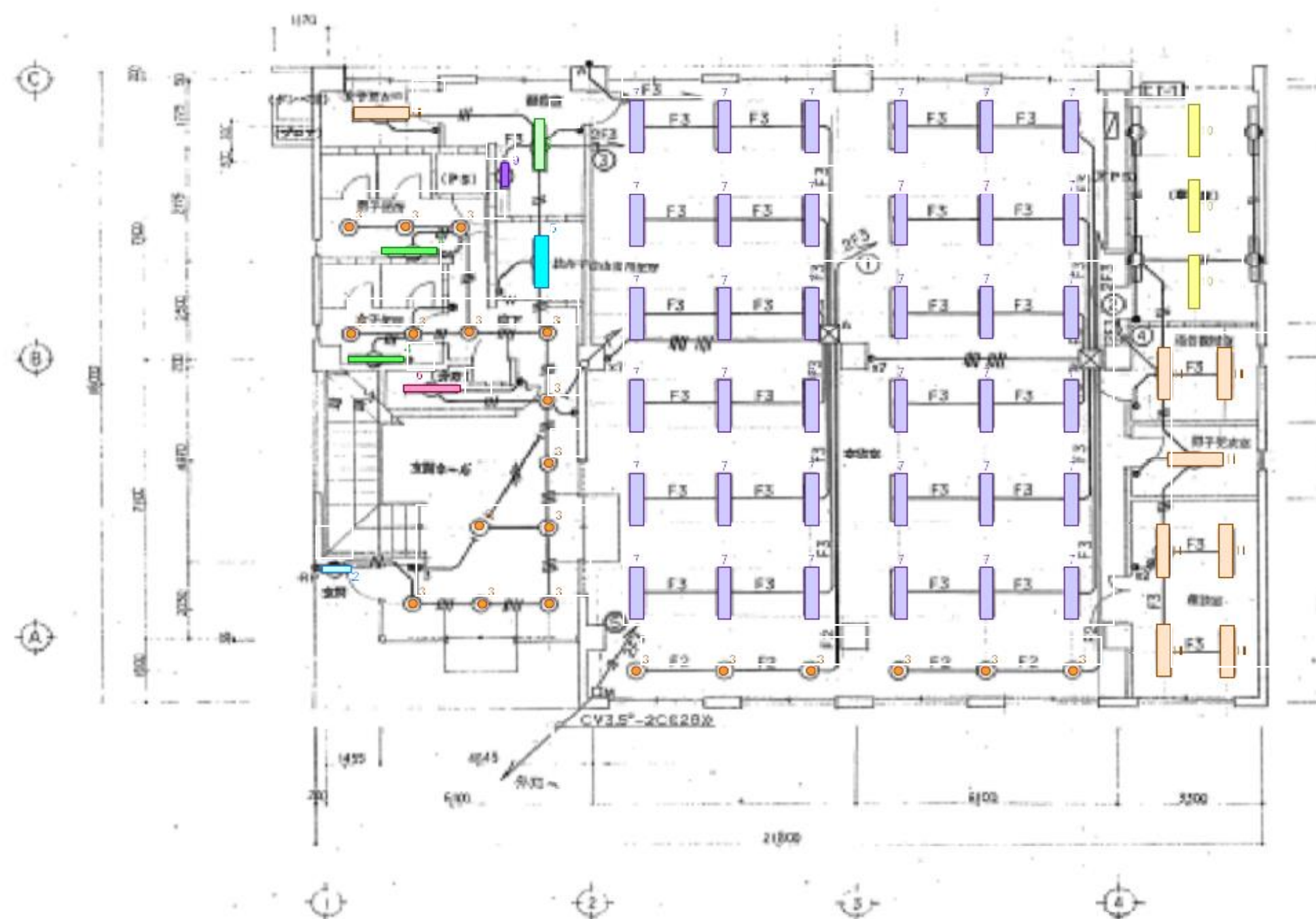
scale (A3) 1/100

No.

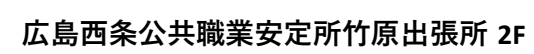
LP6.1.15
広島北労働基準:F2

7 × 1 直付XLX210DENC LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 19,650円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (1900 lm) (11.6W) (127.9 mm) ④ (器具本体・NEL422525J 3,352円(税抜)・ライトバー・NEL210DENC LE9 16,300円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅230・高632・重9.3kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-3-15	6 × 7 直付XF420AENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 23,250円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2500 lm) (16.3W) (153.3 mm) ④ (器具本体・NEL42115J 3,450円(税抜)・ライトバー・NEL420AENL LE9 19,800円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・高125・重2.1kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS9-4-23	18 × 1 直付XLW423AENZ LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 74,200円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2380 lm) (16.3W) (146.6 mm) ④ (器具本体・MWK41165 38,750円(税抜)・防湿型・防塵型ライトバー・NWL42115N2 LE9 35,500円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅100・高125・重2.5kg 仕様 本体: ステンレス(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型ライトバー: ポリカーボネート(乳白) ナアクリルコーティング 取付金具: ステンレス IP23 防湿 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 省エネルギー: 100V・15V 公共施設設置: LSSMP/PP-4-22	14 × 1 NNF82600KL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 132,300円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (7360 lm) (45.7W) (112.8 mm) ④ <約25〜30%減光可能型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅600・高さ穴φ90・埋込高125・重7.6kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 待: 鋼板(高反射白色粉体塗装) <5年・アクリル(乳白)> 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	12 × 6 埋込XF450VKN LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 42,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (4470 lm) (31.3W) (140.1 mm) ④ (器具本体・NEL42120J 10,600円(税抜)・ライトバー・NEL450VKN LE9 32,100円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅200・高127・埋込穴φ300・埋込高54・重3.5kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型 ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-3-15	9 × 65 埋込XF459VENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 38,600円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm) (38.3W) (157.8 mm) ④ (器具本体・NEL42230J 13,900円(税抜)・ライトバー・NEL459VENL LE9 25,600円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅320・高127・埋込穴φ300×1257・埋込高100・重3.9kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型 ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-4-46	17 × 15 埋込XF469VENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 42,600円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (6680 lm) (40.1W) (158.9 mm) ④ (器具本体・NEL42330J 13,000円(税抜)・ライトバー・NEL469VENL LE9 29,600円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅320・高127・埋込穴φ300×1257・埋込高100・重3.9kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) 防湿型・防塵型 ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS10-4-46
3 × 1 埋込XL583PFVK LA9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 87,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (10660 lm) (49.8W) (145.8 mm) ④ (器具本体・NEL45010J 7,200円(税抜)・パネル付点灯ユニット・NEL47330C LA9 80,500円(税抜)) <約10〜100%減光可能型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅630・埋込穴φ600・埋込高132・重7.9kg 仕様 本体: 鋼板(高反射白色粉体塗装) パネル: アクリル(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	5 × 2 NNN15510 LE1 (100V) 昼白色 (5000K) 高反射色Ra63 ○希望小売価格 66,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2730 lm) (22.3W) (119.7 mm) ④ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅1210・高87・出し110・重2.6kg 仕様 カバー: プラスチック(乳白) サイドカバー: プラスチック(ホワイト)の出し 光束維持時間40000時間(光束維持率70%)	8 × 2 LEDフラットランプ ○希望小売価格 19,100円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 消費電力10.7W 入力電流0.17A LEDフラットランプφ205 クラス1200 (口金GX53-1a) 幅φ330・高105・重1.5kg ●プラスチック(ホワイト) ●アクリル(乳白) ●ランプ寿命40000時間(光束維持率70%) 30形丸形蛍光灯1灯器具相当/天表面・壁面取付専用/一般住宅用(業務用浴場使用不可) ●調光不可 ●ホワイトは黄味がかかったホワイト色です。 固有エネルギー消費効率90.1 lm/W (965 lm/10.7W)	10 × 11 直付XF420KEN LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 23,800円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2450 lm) (15.3W) (150.3 mm) ④ (器具本体・NEL41111J 4,100円(税抜)・ライトバー・NEL420KEN LE9 19,800円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・高125・重2.8kg 仕様 本体: 鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	20 × 8 直付XF459KEN LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 30,700円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5100 lm) (31.3W) (159.8 mm) ④ (器具本体・NEL41111J 5,100円(税抜)・ライトバー・NEL459KEN LE9 25,600円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅190・高125・重2.2kg 仕様 本体: 鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%)	11 × 3 直付XF420NENL LE9 (100-242V) 昼白色 (5000K) Ra63 ○希望小売価格 23,250円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2500 lm) (16.3W) (153.3 mm) ④ (器具本体・NEL4150M 3,450円(税抜)・ライトバー・NEL420NENL LE9 19,800円(税抜)) <出力固定型> LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅100・高125・重2.1kg 仕様 本体: 鋼板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間40000時間(光束維持率85%) 公共施設設置: LSS1-4-23	FSK41020 ○希望小売価格 3,900円 (税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 片反射アグブタ

リニューアルプレート適合不可のため、
グレアセーブライトバーにて
提案しております。



広島西条公共職業安定所竹原出張所 1F



1 × 1  NNFW21825LE9(100-242V) ○希望小売価格(参考組合せ) 46,200円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (780 lm)(12W)(95.0 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK41511J 13,400円(税抜)+ライトバー・NEL4100EN LE9 18,300円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅120・高さ50・出しの100・重1.8kg 仕様: 本体: ステンレス カバー: アクリル(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) IP23 防塵 備考: 適合ランプ 直管LEDランプ用 昼光色(5000K): LXL205・D/11/11-K 昼白色(5000K): LXL205・R/11/12-K 白色(4000K): LXL205・R/11/11-K 昼白色(5000K): LXL205・R/11/11-K 電圧色(5000K): LXL205・R/11/11-K 電圧色(5000K) 熱対策防止型タイプ: LXL205・R/11/11-K 白色(4000K) 熱対策防止型タイプ: LXL205・R/11/11-K ※ランプの価格については別途ご確認ください。 ●壁面(縦向き・横向き)取付専用 天井面取付の場合、別途加工が必要です。 注: 器具の価格・光束・図工エネルギー消費効率・消費電力は製品価格とあわせて記載している直管LEDランプ昼白色(5000K) 昼間時で200Vの場合です。 注: 図光はできません。 	2 × 33  ダウンライト XND1067SLE9(100-242V) ○希望小売価格21,300円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (355 lm)(2W)(138.4 lm/W) ⑤ [本体・XND1067SLE9+電源ユニット・MLK1000IN LE9] LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅120・長さ150・高さ56・重0.8kg 仕様: 反射板(上部): プラスチック(ホワイト) 反射板(下部): アルミ(銀色鏡面仕上げ) 枠: 鋼板(ホワイトつや消し仕上) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合リニューアブルシート: 埋込穴φ135用MM8000SK(別売)・埋込穴φ200用MM8000SK(別売)・埋込穴φ250用MM8000T(別売)・埋込穴φ300用MM8000T(別売) 埋込タイプ ●天井面取付専用 注: 図光はできません。 注: 直下直接照度30lux 注: 断熱断熱仕様ではありません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	3 × 2  直付XFX410WENLE9(100-242V) ○希望小売価格31,700円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (1930 lm)(12.1W)(147.3 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK41511J 13,400円(税抜)+ライトバー・NEL4100EN LE9 18,300円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅115・長さ120・高さ90・重2.7kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX410WENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	4 × 1  埋込XFX450VENLE9(100-242V) ○希望小売価格36,200円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm)(31.9W)(157.9 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK42730J 10,600円(税抜)+ライトバー・NEL4500EN LE9 25,600円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅220・長さ1274・埋込穴100×1257・埋込高54・重3.1kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合ガード(別売): FK41534 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX450VENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	5 × 1  直付XFX420AENLE9(100-242V) ○希望小売価格23,250円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2500 lm)(16.3W)(153.3 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK41511J 13,400円(税抜)+ライトバー・NEL4200EN LE9 19,800円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・長さ1250・高さ50・重2.1kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合ガード(別売): FK41534 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX420AENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	6 × 57  埋込XFX450VENR59(100-242V) ○希望小売価格39,700円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm)(32.5W)(155.0 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK42730J 10,600円(税抜)+ライトバー・NEL4500EN R59 29,100円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅220・長さ1274・埋込穴100×1257・埋込高54・重3.1kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合コントローラ(別売): リベコム設定操作アプリ(専用タブレット) NQ16280J・リベコムシーン選択リモコン NQ16280J・リベコムスケジュールリモコン NQ16280J・リベコムリモコン NQ16280J 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX450VENR59製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	× 2  NQ16280J ○希望小売価格16,000円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 リベコムシーン選択リモコン 幅100・高さ120・重15.0(リモコン本体) 仕様: 直置き・壁掛けのいずれでも使用可能 備考: 設定方法として壁掛け取付(リモコンボックス同梱)が可能です。 リモコンボックスは、木ネジもしくは、ビスで固定することが出来ます。 注: 使用前に操作ボタンに貼るシールの貼付が必要です。
7 × 2  NNFW21825LE9(100-242V) ○希望小売価格(参考組合せ) 46,200円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (780 lm)(12W)(95.0 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK41511J 13,400円(税抜)+ライトバー・NEL4100EN LE9 18,300円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅120・高さ50・出しの100・重1.8kg 仕様: 本体: ステンレス カバー: アクリル(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) IP23 防塵 備考: 適合ランプ 直管LEDランプ用 昼光色(5000K): LXL205・D/11/11-K 昼白色(5000K): LXL205・R/11/12-K 白色(4000K): LXL205・R/11/11-K 昼白色(5000K): LXL205・R/11/11-K 電圧色(5000K): LXL205・R/11/11-K 電圧色(5000K) 熱対策防止型タイプ: LXL205・R/11/11-K 白色(4000K) 熱対策防止型タイプ: LXL205・R/11/11-K ※ランプの価格については別途ご確認ください。 ●壁面(縦向き・横向き)取付専用 天井面取付の場合、別途加工が必要です。 注: 器具の価格・光束・図工エネルギー消費効率・消費電力は製品価格とあわせて記載している直管LEDランプ昼白色(5000K) 昼間時で200Vの場合です。 注: 図光はできません。 	7 × 3  埋込XFX450JENLE9(100-242V) ○希望小売価格35,300円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm)(31.9W)(157.9 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK42730J 10,600円(税抜)+ライトバー・NEL4500EN LE9 25,600円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅220・長さ1274・埋込穴100×1257・埋込高54・重3.1kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX450JENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	8 × 2  LED内蔵 ブルスイッチ LGB52097LE1(100V) 希望小売価格15,700円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 消費電力12W 入力電圧0.2A 消費電力12W 入力電圧0.2A 20形直管 LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅114・長さ558・高さ47・重1.2kg ●アクリルカバー(乳白) ●光東維持時間40000時間(光束維持率70%) ●ブルスイッチ付/コンセント付(1000Wまで)/20形直管蛍光灯1灯器具相当/棚下取付専用/両面化組タイプ ●図光操作不可 ●写真方向以外取付不可 固有エネルギー消費効率81.6 lm/W(980 lm・12W) 	9 × 3  直付XFX450JENLE9(100-242V) ○希望小売価格29,250円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm)(31.9W)(157.9 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK42730J 10,600円(税抜)+ライトバー・NEL4500EN LE9 25,600円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅220・長さ1250・高さ50・重2.4kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合ガード(別売): FK41534 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX450JENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	10 × 8  埋込XFX450VENLE9(100-242V) ○希望小売価格36,200円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (5040 lm)(31.9W)(157.9 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK42730J 10,600円(税抜)+ライトバー・NEL4500EN LE9 25,600円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅220・長さ1274・埋込穴100×1257・埋込高54・重3.1kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合ガード(別売): FK41534 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX450VENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	11 × 1  直付XFX420WENLE9(100-242V) ○希望小売価格32,200円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 (2500 lm)(16.3W)(153.3 lm/W) ⑤ [器具本体・MLK41511J 13,400円(税抜)+ライトバー・NEL4200EN LE9 19,800円(税抜)] ＜出力調定型＞ LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅150・長さ1250・高さ50・重2.1kg 仕様: 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 鋼板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光束維持時間:40000時間(光束維持率95%) 備考: 適合ガード(別売): FK41534 600ピッチ、800ピッチのボルトに対応します。 直付XFX420WENLE9製品 注: 本器具は、パナソニック製iDシリーズ専用の器具本体とライトバーとの組み合わせで性能を満足します。ライトバーの単独使用禁止およびパナソニック製iDシリーズ以外の商品とは組み合わせをしないでください。 注: 図光はできません。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: リニューアルの場合、現場の吊ボルトの長さをご確認ください。 注: 一般屋内用器具です。屋外環境(軒下など半屋外を含む)や腐食性ガスの発生する場所、太陽の光が直接器具に当たる場所では使用できません。 注: LEDにはバツキがあるため、同一品番商品でも商品ごとに発光色、明るさが異なる場合があります。	12 × 2  LED内蔵 LGB85042LE1(100V) 希望小売価格11,400円(税抜) ※掲載の価格には消費税は含まれていません。 消費電力9.5W 入力電圧0.17A 15形直管 LED内蔵・電源ユニット内蔵 幅450・高さ65・出しの64・重0.5kg ●アクリルカバー(乳白) ●光東維持時間40000時間(光束維持率70%) ●15形直管蛍光灯1灯器具相当/壁面(縦・横向き)・天井面取付専用/横向きで傾斜天井に取付可能/両面化組タイプ ●図光操作不可 固有エネルギー消費効率88.4 lm/W(840 lm・9.5W) 

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	照明設備器具LED化改修工事（広島北労働基準監督署）
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

(受託者)

履 行 完 了 届

下記のとおり完了いたしましたので、お届けします。

記

業務の名称	照明設備器具LED化改修工事（広島西条公共職業安定所竹原出張所）
履行概要	仕様書のとおり
完了年月日	令和 年 月 日